

裁 決 書

審査請求人

処 分 庁

上記審査請求人（以下「審査請求人」という。）から、平成26年7月10日付けで提起のあった上記処分庁（以下「処分庁」という。）の生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第25条第2項の規定による保護決定変更処分についての審査請求に対して、次のとおり裁決を行う。

主 文

処分庁の審査請求人に対する保護変更決定処分のうち、保護費のうち [] 円を委任とする部分についてはこれを取り消し、その余については、これを棄却する。

審 査 請 求 の 要 旨

審査請求人の請求の趣旨は、処分庁が審査請求人に対して行った平成26年6月19日付けの法第25条第2項の規定による保護決定変更処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというのであって、その理由とするところは、次のとおりである。

本件処分のうち月 [] 円を最低生活費から委任払として引かれている。法63条に基づく返還金について、（本当に）返還決定されているのか不明で説明がなく、根拠が明確ではない。

また、委任払については、これを書かないと保護を受けられないと無理やり書かされた。

平成18年11月2日付け履行延期申請書の署名押印については、役所の言うことなのできちんとした証拠や決定書等、債権に関して決定期限の分かる資料等が存在しているのを前提として署名押印したが、平成26年7月24日及び同月28日の開示請求により、この前提となる資料がないものと知った。債権管理簿についても、決定の年であろう年度に納付書など作られていない。前提となる資料がない以上、この署名、押印はしないものとする。

なお、審査請求人は、証拠として、次の書類を提出した。

本件処分に係る通知書の写し 1通

本件処分に係る保護費算定書の写し 1通

審査請求人の世帯に係る返還金決定状況等の関係書類 一式

保有個人情報開示に関する決定通知書、開示文書等 一式



2 処分庁の平成26年10月24日付け弁明書による弁明の趣旨は、本件審査請求を棄却するよう求めるというのであって、その理由とするところは、次のとおりである。

(1) 本件処分をするに至った経過は、次のとおりである。

ア 審査請求人は平成13年2月24日から平成15年6月30日まで（以下「前回の保護受給期間」という。）処分庁において生活保護を受給していた。

イ 前回の保護受給期間中に次の5件の返還金等が審査請求人について生じている。

- (ア) 平成14年6月4日付け生活保護戻入金 [] 円
- (イ) 平成14年6月17日付け生活保護戻入金 [] 円
- (ウ) 平成14年12月4日付け法第63条に基づく返還金 [] 円
- (エ) 平成15年3月19日付け法第63条に基づく返還金 [] 円
- (オ) 平成15年6月3日付け生活保護戻入金 [] 円

ウ 審査請求人は平成18年10月6日に生活保護の再申請を行ったが、その時にイの

(ア) から (オ) までの未納分について確認した。

- (ア) について、 [] 円
- (イ) について、 [] 円
- (ウ) について、 [] 円
- (エ) について、 [] 円
- (オ) について、 [] 円

エ ウの(ア)から(オ)までの額の返還金等について審査請求人に対し平成18年10月30日に納付指導を行い、審査請求人が平成18年11月2日にウの(イ)から

(オ)までの返還金等について履行延期申請書を提出したので、申出どおり承認した。

オ その後、審査請求人の納付や、履行延期申請書の提出及びその承認があり、平成22年9月から分割納付額は月額 [] 円となった。

カ 平成22年11月分保護費から、支給方法を窓口支給証払から口座払に変更し、その際に委任状の提出を受け、返還金等について、月 [] 円の委任払（以下「本件委任払」という）を開始した。

キ 収入申告に基づき、平成26年6月1日付けで審査請求人の就労に伴う収入認定額を [] 円（総支給額 [] 円から基礎控除 [] 円を控除し、必要経費として社会保険料 [] 円及びその他実費 [] 円を控除）に変更した。

この変更に伴い、平成26年6月分保護費に [] 円の過払いが生じたため、平成26年7月に [] 円を、さらに、その残りを同年8月分から12月分までで収入充当する決定を行った。

ク 平成26年6月30日に審査請求人から「委任払撤回申立書」を受理し、平成26年8月から本件委任払を中止した。

(2) 本件処分についての処分庁の意見は、次のとおりである。

ア 本件処分は、平成26年6月1日付けで世帯主の就労に伴う収入認定額の変更並び

に平成26年7月1日付けの過払金収入充当額の変更及び世帯主の就労収入を推定認定する処分を適正に行った適法妥当な処分であり、何ら違法・不当なものではない。

イ なお、本件委任払については、審査請求人の便宜を増進することを目的に、審査請求人から提出された委任状に基づき行ったものであり、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第1条にいう「行政処分その他公権力の行使に当たる行為」に該当しないものであり、本件委任払自体は審査請求の理由にはなり得ない。

ウ また、本件委任払について審査請求人は「むりやりかかされた」と主張しているが、委任状には「私の意思に基づき、この委任はいつでも撤回できる」と明記されており、さらに審査請求人から委任撤回の申出があったので、事務処理上可能だった平成26年8月分保護費から直ちに本件委任払を中止しており、その主張には根拠がない。

エ 「毎月〇〇〇〇円返還金を引かれているが根拠が明確でない」とする審査請求人の主張については、上記2(1)イ(ア)から(オ)までの返還金等の決定について処分庁は、通常の事務手順に基づき、返還金等が発生した理由及び金額を説明するとともに、この決定理由を明記した決定通知書を送付したものと考える。

オ また平成18年10月6日に生活保護を開始後、平成20年3月3日及び平成22年8月12日の2度にわたり、審査請求人から返還金等の分割納付について減額の相談があり、履行延期申請書が提出されたため、審査請求人からの申出どおり、分割納付の減額を承認していることから、審査請求人が、返還金等が生じた理由を知らなかったとは到底考え難く、現在処分庁が、返還金が生じた理由や算定方法を審査請求人に対し一部説明できないことを理由に、請求行為自体をすべきではないとし、自らの債務の存在を否定しようとする審査請求人の主張には法的な正当性が全くない。

カ なお、審査請求人から上記2(1)イ(ア)から(オ)までの返還金等の決定時に不服があった場合行うことができた審査請求が行われた事実はなく、審査請求期間を経過していることから、既に審査請求を行うことはできず、返還等について債務の存在を争うことはできない。

キ 審査請求人の属する世帯の生活保護が、平成15年7月1日付けで廃止されたことから、前回の保護受給期間中の書類については、保存年限である5年の経過によりケース記録とともに廃棄したものであり、分割納付が続いている返還金等を決定した際の関係書類が保管されていない事実は認めるが、本件審査請求の裁定に何ら影響を与えるものではない。

3 上記2の処分庁の弁明に対する、審査請求人の平成26年10月30日提出の反論書による反論の趣旨は次のとおりである。

「考えられる」とか「はずである」とかはいいので、行政としてきちんとした証拠又は根拠を示し、説明すべきである。

上記2(1)イ(ア)の戻入金について、平成18年11月2日付けケース記録に「ほか」とあるが、これは何か。

上記2(1)イ(イ)の戻入金について、この債権管理簿には決定は平成15年6月2日とあるが、平成18年11月2日付けケース記録では納付期限平成15年6月30日となっているがどうか。

また、上記2(1)イ(イ)から(オ)までの返還金等について債権管理簿には納付期限がなく、ケース記録には納付期限があり決定日がない。何が正しいのか。決定日が2つ3つあり、平成15年に保護が廃止になっているのに、平成16年度戻入金が発生しており、これらを含めきちんとした決定日を示せ。本当に審査請求人を債務者として決定しているなら、債権管理事務取扱規則(昭和 年 規則第 号)にあるように課としてきちんと管理するようになっているはずである。

平成15年に保護が廃止になり、それ以降平成18年10月まで上記2(1)イ(イ)から(オ)までの返還金等に関して請求は一度もない。

上記2(1)イ(ア)の戻入金に関しても途中から請求もない。

平成18年に保護申請し、この時債務の履行延期を書かされているし、平成26年8月頃まで払って、途中なのに書類は破棄しないのでは。

返戻金の審査請求期間を経過しているというのが決定書及び審査請求できるという書類は決定時にもらっていない。

決定書を送ったとか、渡したとか、一方的でなく、きちんと示せ。また、今回の請求に対し、きちんと県知事に異議申立てできるとある。取消しを求めることができるとある。

円の返戻金に対し異議を申し立てるのは違法でない。処分庁は違法でない、不法でないというならそれをきちんと証明すべきである。

委任状も当時きちんとした説明はなく、振り込みにするので書いてもらわないと困るとし、債務の確認も妻がしたが、役所だからと言って妻に書かせた。処分庁の説明は平成26年に初めてきちんと受けた。

処分庁は債権の残っている 民全員、5年、3年、1年、10年とあるが、債務の途中であっても、(関係文書を)全て破棄しているのか。

処分庁は完結しているから、15年から5年経っているので破棄していると言っている。債務も完結しているはずではないか(完結していなければ破棄しないであろう)。

審査請求期間を経過していると審査請求を行うことはできずとあるが、平成26年10月17日付け 第2.52号の督促状の「5 不服申立について」に、 長に対し異議申立てができるとある。異議申立てをすればきちんと審査するようになっているのではないのか。

昭和36年9月29日社発第726号厚生省社会局長通知「生活保護法関係文書の保存期間について」(以下「厚生省社会局長通知」という。)によれば、事務処理の便宜等の理由により標準を超えて保存するのは自由であるとされているし、生活保護法関係文書の保存期間の標準には保存期間の計画は文書の完結の翌年又は翌年度から起算するとされ、「保護費返還金納付通知書(控え) 5年」等とある。

処分庁はこれにのっとり、不存在としている。

処分庁は平成15年に全て完結していたから年度を経過しており破棄したのであろう。平成18年に申請した時書かせた履行延期届出等は私をだまして書かせたのか、間違いで書かせたのか、それとも誰かが法を破って破棄したのか。

処分庁の弁明によると、処分庁は法を破っているのではないか。

返還金等があつて完結していないのに、返還金等に関する根拠資料や書類等を全て破棄している。

また、「 」の文書の手引 第2編第8章 文書の保存と破棄」にも違反している。

4 上記3の審査請求人の反論に対する処分庁の平成26年12月25日付け再弁明書による再弁明の趣旨は次のとおりである

審査請求人の反論書の趣旨は、いずれも本件委任払により平成26年7月3日に に納入された 円の返還金等について、その納入義務がなかったことを重ねて主張し、それを根拠として本件処分が違法又は不当なものであると主張しようとするものと解するが、その納入義務がなかったとの主張には法的正当性がないことは平成26年10月24日付けの弁明書により明らかである。また、本件委任払は、審査請求人から提出された委任状に基づき行われたものであり、行政不服審査法第1条にいう「行政処分その他公権力の行使に当たる行為」に該当せず、審査請求の理由になり得ない。

本件委任払について追加的に説明すると、本件委任払をすることにより審査請求人が金融機関又は当庁に出向いたり現金を用意する手間の軽減につながるものであること、また法に基づく法定実施ではないので、保護決定通知書にも法定理由の記載はしていない。

また、審査請求人の反論書について念のため次のとおり反論を行う。

ア 処分庁が有している債権管理簿は、新たに履行延期申請が提出され、承認する都度更新することになっており、審査請求人の履行延期申請に基づき適切に更新している。

また、債権管理簿の担当者名は債権管理上記載する必要がない事項であるから、これが記載されていないから、債権管理が適切でないという審査請求人の主張は認められない。

また、審査請求人が個別に主張する、平成18年10月6日の保護申請時のケース記録と、債権管理簿の記載に食い違いがあることは認めるが、開始決定時のケース記録で記載している内容は、前回の保護受給期間中の返還金等の債権が残っている事実の記載であり、債権管理簿と記載する項目が異なっていることに本質的な問題はない。

上記2(1)イ(ア)の生活保護費戻入金について、開始決定の記録に「ほか」と記載しているのは、当該債権については履行延期承認決定済みであり、申請日時時点で未収納となっていた分割納付の各納付期限が平成14年9月2日から平成16年3月31日にまでわたっていたからである。

上記2(1)イ(イ)の生活保護費戻入金について、債権管理簿は決定年月日が平成15年6月2日であるとの審査請求人の主張であるが、開始決定の記録の納付期限は平

平成14年7月31日となっており、審査請求人が平成14年度に戻入決定した債権を出納閉鎖期日までに納付しなかったため、平成15年6月2日に過年度収入として調定を行い、その日を記載したものである。

上記2(1)イ(オ)の戻入金について、債権管理簿には決定年月日を記載し、開始決定の記録には納付期限を記載しており、記載事項が異なっていることには何ら問題はない。

生活保護費戻金は戻入決定した年度の出納閉鎖期日までに納付されなかった場合は、翌年度の過年度収入として調定していることになっている。債権管理簿に記載する決定年月日の記載が統一されていないため、当初戻入決定年月日を記載している場合もあれば、翌年度に過年度収入として調定した年月日を記載している場合もある。しかし、処分庁における生活保護費戻金の取扱いでは、担当者が保護の変更又は廃止を行った場合、納入通知書発行何いが[]システムから打ち出され、経理担当者に引き継がれ、経理担当者は財務会計システムで納入通知書の発行処理を行い、債権管理簿に必要事項を記載することになっており、債権は債権管理簿だけではなく、財務会計システムでも管理することになっているので、債権の存在を疑う余地はない。

イ 分割納付が続いている返還金等を決定した際の関係書類は保管されていないため、返還金等が生じた理由や決定金額の算定を示すことはできないが、アのおおりの事務処理を行っているため、債権の存在には何らの疑いの余地はない。

ウ 平成18年10月30日に、同月6日付けで申請のあった生活保護の開始を決定したが、同日来庁した審査請求人に前回保護の返還金債権が残っていることを説明した。同年11月2日には履行延期申請書を受領し、同年12月より既に履行延期承認決定済みの上記2(1)イ(ア)の生活保護戻入金と合せて月額合計[]円の分割納付を開始することを承認した。

審査請求人は一切説明はなく、無理やり書かせたと主張するが、2度にわたって履行延期申請書が提出され、申出どおり承認し、分割納付も減額してきた。

履行延期の承認に際して処分庁が審査請求人に通知し、履行延期承認決定通知書には不服申立てができる旨の記載があるが、そのような申立ては審査請求人からはなされていない。

エ 上記2(1)イ(ア)の生活保護費戻金は前回保護受給期間中に審査請求人が履行延期申請書を提出したものであり、上記2(1)イ(イ)から(オ)までの債権についても、平成18年11月19日、平成20年3月3日、平成22年8月3日と履行延期申請書を同様に提出したものであり、審査請求人が今になって知らないと主張することは認められず、返還金に係る決定通知書を受け取っていないと主張することも認められない。

オ 平成26年6月19日に決定した本件処分においては、審査請求人が違法と主張する月額[]円の委任払について何ら変更決定する処分はしていない。

カ 委任状について当時きちんとした説明はなく、振り込みにするので書いてもらわないと困ると言われたと審査請求人は主張するが、委任状を提出した平成22年10月1日以降、そのような申立ては一度もなされていない。

キ 返還金等を決定した際の関係書類はケース記録とともに適切に保管しているが、審査請求人の返還金を決定したのが、前回の保護受給期間中であつたため、廃止後5年が経過し、他の平成15年度生活保護廃止ケースと同様、文書保存年限に基づき廃棄したものである。

ク 分割納付が続いている返還金等を決定した際の関係資料は保管されていないので、返還金等が生じた理由や決定金額の算定方法を示すことはできないが、処分庁では適切に債権を管理しており、また審査請求人の数度にわたって履行延期申請書を提出し、納付を続けてきた債権であるから、今になって債務の不存在を主張することは認められない。

ケ 分割納付が続いている返還金等を決定した際の関係資料が保管されていない事実は認めるが、その事実をもって債務も完結しているという審査請求人の主張は認められない。

以上のとおり、処分庁は平成26年6月1日付けで世帯主の就労に伴う収入認定額の変更及び同年7月1日付けで過払金収入充当額の変更及び世帯主の就労収入を推定認定する処分を行ったものであり、この変更決定に不服があれば審査請求の対象になることに疑いはないが、審査請求人の申し立てる理由での審査請求については理由がない。

5 上記4の処分庁の再弁明に対する審査請求人の平成27年2月2日及び同月4日提出の再反論書による再反論の趣旨は次のとおりである

(1) 平成18年の生活保護開始当時から、行政指導の下に返還金も決められそれを払わされているのにこの弁明か。処分庁は信用してはいけなにとれる弁明で、全て異議を唱えないといけないのか。行政指導で払わせ、払わなければ督促状を長名で送りながら公権力の行使に該当しないとはどういうことか。指導したとケース記録にあるではないか。

(2) 他に行政への支払があつた場合、他に支払がある場合、処分庁と同様に生活保護費から払っているのか、又払わなくてはならないのか。

(3) 処分庁は他の保護受給者に対し、債権があるとして債権の発生要因等が分かる資料を5年で破棄しているのか。

(4) 5年経過したから破棄し、破棄した年月は分からないとしているが、法律や規則などの根拠に基づいて破棄したのか。本当に債権を決定しているなら破棄しないはずである。

厚生労働省社会局長通知、文書管理に係る規則等、債権管理事務取扱規則などでは、5年で破棄しないとされているわけではない。

(5) 平成26年12月25日付けの再弁明書について次のとおり個別に指摘する。

債権管理簿の記載などについて処分庁は記載する日付が異なるが問題ないと弁明しているが、管財課からの説明では、そのようなことがないよう役所に指導的な

ことをしているとのことであつた。

また、債権管理は適切に行っており返還金決定をした書類なども適切に保管している
と弁明しているが、適切に管理していれば審査請求人に出せば良いのに、実際にはこれ
らの書類は不存在としている。

また、破棄したのであれば、その根拠を示せ。[]の規則や国の通知では債権があ
るものまで破棄せよとの規定はない。

処分庁は債権管理を適切に行っていると主張するが、[]の規則等をきちんと守つ
ているのか。それとも内部規程を作っているのか。内部規程があるならそれを開示すれ
ばよい。いずれにせよ債権管理継続中の事案について、その発生要因、決定通知等を破
棄してしまうのはおかしい。

毎月 [] 円の返済の件だが、その元となる決定時の決定金額、債権の発生要因と
してきちんと確認できるものがなく、決定金額について信用性が低い。

裁 決 の 理 由

1 当庁が認定した事実は、次のとおりである。

- (1) 審査請求人は、平成18年10月6日から処分庁において生活保護を受給している。
- (2) 審査請求人の世帯の平成26年6月及び7月の最低生活費は [] 円である
(ただし、金銭給付分のみで、医療扶助など現物給付分は除く。)
- (3) 審査請求人は、平成26年6月13日に5月分の収入額、6月分の収入見込額の申
告及び5月受領分の給料の支給明細書の提出を行い、同日付けで処分庁は收受した。
- (4) 処分庁は、收受した収入申告に基づき、平成26年6月19日に、同年5月26日
に受領した収入を6月1日付けで認定し、その結果、既に決定していた6月の支給額
を [] 円から [] 円に変更するとともに、差額 [] 円を過
払金として7月以降に分割充当し、7月の推定認定収入及び分割充当分を最低生活費
に収入充当した後の7月の支給額を [] 円と決定し、審査請求人に通知した。
- (5) 処分庁は、平成26年7月の支給額の [] 円のうち、住宅扶助費 []
円を代理納付、 [] 円を「委任払」として、残余の [] 円を審査
請求人の指定する口座に支出する形で保護金品を支給した。
- (6) 「委任払」とする [] 円について処分庁は、審査請求人が負っている平成14
年6月4日付け生活保護戻入金、平成14年12月4日付け法第63条に基づく返還
金、平成15年8月19日付け法第63条に基づく返還金及び平成15年6月3日付
け生活保護戻入金の4件の債権合計 [] 円のうちの未収金であると主張し
ているが、これらの債権の発生原因である決定通知書や当時のケース記録等を処分庁
は既に破棄しており、所持していない。
- (7) 「委任払」について、処分庁は、審査請求人から、平成22年10月1日付けで委任
状を取得しており、それには、生活保護受給期間中、処分庁に下記の権限を委任する

旨の記載と、債務の種類として生活保護費過年度戻入金及び法第63条による返還金が挙げられ、委任する権限として、法に基づく保護金品からこれらの債務について受領し、[]に納入する旨の記載があり、平成26年7月分の生活保護費の支給にあたり、[]円を「委任払」とされ、審査請求人の指定する口座へは振り込まれていない。

2. 本件審査請求に対する当庁の判断は、次のとおりである。

(1) 法は、「この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。」(法第1条)と規定し、その保護は、「厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」(法第8条第1項)と規定している。

この規定を受けて、厚生労働大臣は「生活保護法による保護の基準」(昭和38年厚生省告示第158号。以下「保護の基準」という。)を定めている。

(2) 保護の基準について、法第8条第2項は、「要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。」と定めている。

(3) 法第31条は生活扶助の方法について定め、同条第3項は、「居宅において生活扶助を行う場合の保護金品は、世帯単位に計算し、世帯主又はこれに準ずる者に対して交付するものとする。但し、これによりがたいときは、被保護者に対して個々に交付することができる。」としている。

(4) 法第37条の2は保護の方法の特例について定め、「保護の実施機関は、保護の目的を達するために必要があるときは、第31条第3項本文若しくは第33条第4項の規定により世帯主若しくはこれに準ずる者に対して交付する保護金品、第31条第3項ただし書若しくは第5項、第32条第2項、第34条第5項(第34条の2第3項及び第35条第3項において準用する場合を含む。)若しくは第36条第3項の規定により被保護者に対して交付する保護金品又は前条第2項の規定により葬祭を行う者に対して交付する保護金品のうち、介護保険料(介護保険法第129条第1項に規定する保険料をいう。)その他の被保護者が支払うべき費用であつて政令で定めるものの額に相当する金銭について、被保護者に代わり、政令で定める者に支払うことができる。この場合において、当該支払があつたときは、これらの規定により交付すべき者に対し当該保護金品の交付があつたものとみなす。」としている。

(5) 法第58条は差押禁止について、「被保護者は、既に給付を受けた保護金品又はこれを受ける権利を差し押えられることがない。」とし、法第59条は、「被保護者は、保護を受ける権利を譲り渡すことができない。」と規定している。これらの規定の趣旨は、

法による保護金品は、法第8条第2項に規定するように「最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないもの」であり、差押えや譲渡の対象となるべき余地が全くないものであるから、これを譲渡し、又は差し押えることが法律上不可能であることを明らかにしたものであり、また、これが譲渡され、又は差し押えられることがないことを明確に規定したものである。

(6) 生活保護法施行令（昭和25年政令第148号。以下「政令」という。）第3条は、保護の方法の特例について次のとおり定めている。

法第37条の2に規定する被保護者が支払うべき費用であつて政令で定めるものは、次の表の上欄に掲げる費用とし、同条に規定する政令で定める者は、同表の上欄に掲げる費用の額に相当する金銭について、それぞれ同表の下欄に掲げる者とする。

支払うべき費用であつて政令で定めるもの	政令で定める者
法第33条第4項の規定により交付する保護金品	当該被保護者に対し法第14条各号に掲げる事項の提供に係る債権を有する者
法第37条の2に規定する介護保険料	当該被保護者を被保険者とする市町村及び特別区

(7) 「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日付け厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第10は、保護の決定について定め、「保護の要否及び程度は、原則として、当該世帯につき認定した最低生活費と、第8によって認定した収入（以下「収入充当額」という。）との対比によって決定すること。また、保護の種類は、その収入充当額を、原則として、第1に衣食等の生活費に、第2に住宅費に、第3に教育費及び高等学校等への就学に必要な経費に、以下介護、医療、出産、生業（高等学校等への就学に必要な経費を除く。）、葬祭に必要な経費の順に充当させ、その不足する費用に対応してこれを定めること。」としている。

(8) これを本件処分についてみると、

ア 上記1(2)で認定した事実のとおり、審査請求人の世帯の平成26年7月分の最低生活費は保護の基準に基づき適正に算定されていると認められる。また、上記1(4)で認定した事実のとおり、6月分の収入充当額の変更、7月分の収入充当額の認定及び支給額の認定も適正に算定されていると認められ、この点に関して、違法又は不当な点は認められない。

イ 処分庁は、上記1(7)で認定した事実のとおり審査請求人から委任状を得て、上記1(5)で認定した事実のとおり、保護費の支給額の中から [] 円を住宅費の代理納付として、 [] 円を「委任払」として [] に納付している。7月の支給額として算定されているのは生活扶助費と住宅扶助費で、住宅扶助費は全額代理納付されているので、この [] 円は生活扶助費の一部と考えられるが、生活扶助の方法は、原則として「世帯主又はこれに準ずる者に対して交付する」（法第31条第3項）こととなっていることから、処分庁が生活保護費の戻入金あるいは法第63条の返還金（以下「法に基づく返還金等」という。）として審査請求人の保護費の支給額の

うち、生活扶助費からその一部を直接天引きする「委任払」とした取扱いが適正なものであったのかどうかについて、以下検討する。

ウ 法第37条の2及び政令第3条は、保護の方法の特例として、被保護者以外の者に対して保護費を支払うことができる場合について定めているが、法に基づく返還金等は、「法第37条の2の「被保護者が支払うべき費用であつて政令で定めるもの」に該当しない。このことは処分庁も認めており、再弁明書でも「法に基づく法定実施ではない」と説明している。

エ したがって、処分庁による「委任払」は、上記1(7)で認定した事実のとおり、審査請求人が提出した委任状に基づき行われたものと考えられる。そのため、被保護者と被保護者以外の者との合意に基づいて、当該被保護者以外の者に対して保護費を支払うことが、適正かどうかが問題となる。

オ 保護費は、「最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないもの」(法第8条第2項)として保護の実施機関により算定されているものであるところ、仮に保護の実施機関から、被保護者以外の者に対して、被保護者の保護費の一部が支払われるとすると、法及び政令により認められる場合を除き、当該被保護者は国の定める最低限度の生活水準を下回る生活を送らざるを得ないこととなるのであるから、たとえ、当該被保護者と当該被保護者以外の者との間にその旨の合意があったとしても、保護の実施機関がこのような取扱いを行うことは、「必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障する」とする法第1条の趣旨に反することは明らかであり、また、法第58条及び第59条の趣旨からも、法に反するものであると言わざるを得ない。

カ 処分庁は、この「委任払」は委任状に基づくもので「行政処分その他の公権力の行使にあたる行為」ではないので、本件処分の違法又は不当の判断に何らの影響を与えないと主張しているが、審査請求人には法に基づく返還金等の支払債務があるとする処分庁の主張を前提としたとしても、このような取扱いは、オで検討したとおり法の趣旨に反するものであり、また、上記1(4)で認定した事実のとおり、自ら適切な支給額を算定しながら、そのうち■■■■円については適法な支給をしていないのは明らかであるから、支給方法の決定内容は法第31条第3項に違反しており、これを認めることはできない。

(9) 上記(8)のアからカまでで検討したとおり、本件処分の一部には、取り消すべき瑕疵があるものと認められる。

3 上記のとおりであるので、審査請求人の本件審査請求の一部には、理由がある。

よって、行政不服審査法第40条第3項の規定により、主文のとおり裁決する。

なお、この裁決に不服があるときは、この裁決があつたことを知った日の翌日から起算して30日以内に、厚生労働大臣に対し再審査請求をすることができる(なお、裁決があつたことを知った日の翌日から起算して30日以内であっても、裁決があつた日の翌日か

ら起算して1年を経過すると再審査請求をすることができなくなる。)

また、この裁決があったことを知った日(厚生労働大臣に再審査請求をした場合は、当該再審査請求に対する厚生労働大臣の裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内に、広島県を被告として、広島地方裁判所に、この裁決の取消しの訴えを提起することもできる(訴訟において広島県を代表する者は、広島県知事となる。なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると裁決の取消しの訴えを提起することができなくなる)。

平成27年8月18日

広島県知事 湯崎英彦

